診断名/年月		平成28年度											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
肺炎	人数	1	2	1	2	3	3	11	2	7	8	1	5
	治療日数	5	8	4	8	17	8	45	10	26	28	1	24
尿路感染	人数	1	0	1	2	1	1	2	2	3	4	0	1
	治療日数	7	0	5	9	4	4	8	11	16	21	0	3
帯状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

算定条件

1、肺炎等により治療を必要とする状態となった利用者に対し、治療管理として投薬・検査・注射処置等が行われた場合に、1回に連続する7日を限度とし、月1回算定する。

2、緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。

3、対象となる入所者の状態は次のとおりであること。

イ）肺炎

ロ）尿路感染

ハ）帯状疱疹（抗ウィルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）

4、算定する場合にあっては、診断名・診断を行った日・実施した投薬・検査・注射・処置の内容等を診療録に記載しておくこと。

5、請求に際して、診断・行った検査・治療内容を記載すること。

6、当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表にあたっては、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。